

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 31 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団 秋康会
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
- ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- 注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)
- (2) 事務所の所在地 熊本県熊本市北区西梶尾町 452 番地 3
- 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
- (3) 設立認可年月日 昭和・平成・令和 6 年 7 月 8 日
- (4) 設立登記年月日 昭和・平成・令和 6 年 7 月 27 日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	佐藤 信之	さとう胃腸内科クリニックの管理者
理 事	佐藤 豊子	
同	佐藤ヤス子	
同	佐藤 晃	
同	佐藤 寛紀	
同	佐藤 萌美	
監 事	後藤 政文	

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照)
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 4 6 条の 4 第 1 項参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	さとう胃腸内科クリニック	4310122850	熊本県熊本市西梶尾町 452番地3	無床

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和7年5月20日 令和6年度決算の決定

令和8年3月26日 令和7年度の事業計画及び収支予算の決定

- 注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人社団 秋康会
所在地 熊本市北区西梶尾町452-3

※医療法人整理番号

財 産 目 録
(令和 8 年 3 月 31 日現在)

1. 資 産 額	226,143 千円
2. 負 債 額	25,011 千円
3. 純 資 産 額	201,132 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	57,820
B 固 定 資 産	168,323
C 繰 延 資 産	
D 資 産 合 計 (A + B + C)	226,143
E 負 債 合 計	25,011
F 純 資 産 (D - E)	201,132

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地

(☒ 法人所有 ☐ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物

(☒ 法人所有 ☐ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名	医療法人社団 秋康会	※医療法人整理番号				
所在地	熊本市北区西梶尾町452-3					

貸 借 対 照 表
(令和 8 年 3 月 31 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	57,820	I 流 動 負 債	12,866
現金及び預金	42,905	支払手形	
事業未収金	13,211	買掛金	1,410
有価証券		短期借入金	10,000
たな卸資産	1,783	未払金	323
前渡金		未払費用	1,049
前払費用		未払法人税等	81
繰延税金資産		未払消費税等	
その他の流動資産	△ 79	繰延税金負債	
II 固 定 資 産	168,323	前受金	
1 有 形 固 定 資 産	156,953	預り金	3
建物	46,749	前受収益	
構築物	248	引当金	
医療用器械備品	3,809	その他の流動負債	
その他の器械備品		II 固 定 負 債	12,145
車両及び船舶	627	医療機関債	
土地	97,925	長期借入金	12,145
建設仮勘定		繰延税金負債	
その他の有形固定資産	7,595	引当金	
2 無 形 固 定 資 産	226	その他の固定負債	
借地権		負債合計	25,011
ソフトウェア		純資産の部	
その他の無形固定資産	226	科 目	金 額
3 その他の資産	11,144	I 資 本 金	10,000
有価証券		II 資 本 剰 余 金	
長期貸付金		III 利 益 剰 余 金	191,132
役員等長期貸付金		繰越利益剰余金	191,132
長期前払費用	666	IV 評価・換算差額等	
その他の固定資産	10,478	その他有価証券評価差額金	
III 繰 延 資 産		繰延ヘッジ損益	
入金金		純資産合計	201,132
資産合計	226,143	負債・純資産合計	226,143

(注) 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式 4 - 1

法人名	医療法人社団 秋康会	※医療法人整理番号				
所在地	熊本市北区西梶尾町452-3					

損 益 計 算 書
(自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		100,374
2 事業費用		103,549
本来業務事業損失		3,175
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
附帯業務事業利益		
事業損失		3,175
II 事業外収益		
受取利息	63	
その他の事業外収益	2,664	2,727
III 事業外費用		
支払利息	154	
雑損失		154
経常損失		602
IV 特別利益		
固定資産売却益		
その他の特別利益	76	76
V 特別損失		
固定資産圧縮損		
その他の特別損失	79	79
税引前当期損失		605
法人税・住民税及び事業税		81
法人税等調整額		
当期純損失		686

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

法人名 医療法人社団 秋康会

所在地 熊本市北区西堀尾町452-3

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	佐藤 信之	医師	当法人理事長 借入金の増加	借入金の増加		長期借入金	12,145

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 秋康会
理 事 長 佐藤 信之 殿

私は、医療法人社団 秋康会の令和 6 年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

【 監査の方法の概要 】

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書等の監査を実施しました。

〈 記 〉

【 監査結果 】

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

令和 8 年 5 月 18 日

医療法人社団 秋康会
監 事 後藤 政文